市立岸和田市民病院体圧分散マットレス等

賃貸借及び保守業務仕様書

本仕様書は、岸和田市（以下「委託者」という。）における体圧分散マットレス等賃貸借保守業務に係る業務内容の基準事項を規定するものである。本業務の実施にあたって契約相手方（以下「受託者」という。）はこれを忠実に履行しなければならない。

但し、本仕様書に規定のない事項であっても、本業務の目的とする事項で現場の状況に応じて委託者が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で受託者が実施するものとする。

１．目的

本業務は、委託者の市立岸和田市民病院における褥瘡対策に必要な体圧分散マットレス等を受託者が賃貸借により供給するとともに、管理業務を医療行為の一環であることを十分認識し、常に清潔、安全を主とした維持管理業務を行う。それにより患者が清潔で快適な入院環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

２．賃貸借期間

① 賃貸借期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日。

② すべての体圧分散マットレス等の貸付準備が整うまでの期間は無償貸与とする。

③ また、５年が経過した後、入札等による業者選定が完了するまでの一定期間、貸与の継続が必要となる場合、上述の期間を超えての貸与継続を可能とする。

３．業務内容

委託者が指定採用する体圧分散マットレス等を通常の使用に問題のない状態でリースし、管理業務を医療行為の一環であることを十分認識し、常に清潔、安全を主とした維持管理業務を行う。また診療現場等で使用するという目的及び性質を考慮の上、適正な方法により処理を行うものとする。またその他関係法令等によるものとする。

① 体圧分散マットレス等の管理と記録業務

(ア) 賃貸借開始時あるいは追加発注する体圧分散マットレス等について個々に管理番号を付し一覧表を作成の上、受託者が準備する管理台帳を経営管理課へ提出すること。物品の入替があるたびに一覧表の更新を行うこと。病棟間でベッド搬送等があっても受託者への報告はない。病院内での移動管理は不要である。

(イ) 業務上発生した破損、汚れは適宜交換等の対応をし、維持、管理すること。交換対象となるものは以下に掲げるものである。

① 専用カバーの劣化・汚染（穴あきや破れを含む）

② マットレスの劣化・汚染・へたり

③ テルサコールの不具合等

② 体圧分散マットレス等の故障・破損時の対応業務

(ア)受託者は、受託者が使用する体圧分散マットレス等の種類と特徴、破損・故障等の一時点検ができる十分な知識と経験を有していること。

(イ)体圧分散マットレス等の搬入と搬出時は、体圧分散マットレス等の破損・故障・汚損のないことを確認すること。

(ウ)感染症（MRSA、VRE、MDRP、CRE、ノロウィルス等）や血液汚染、便、尿汚染等不潔マットレスが発生したときには、委託者の指示により迅速に消毒済みで品質劣化の認められない清潔マットレスと交換すること。専用カバーは消毒薬で清拭でき感染対策はできるが、臭いまで拭いきれない場合、またはカバーに染み込むような汚染の場合は交換する必要が生じる。

(エ)品質劣化の認められない清潔マットレスとは、厚みが中心部分で一割程度低下していない状態とする。

(オ)受託者は、補修、修理に日数を要する場合は、褥瘡対策ラウンドチームと事務局経営管理課に連絡・相談を行い、代替えの体圧分散マットレス等を準備すること。

(カ)体圧分散マットレス等の廃棄については、汚れとしての基準値（濃度・大きさ・臭い等）を双方了解の上決定し、基準値を超えるものについては原則、廃棄する。

4．賃貸借物品の内容等

① 賃貸借する物品の仕様は以下のとおりであり、同一品のみの提供とし、同等品は不可とする。また数量及び管理対象物品には病院機能の変更等により増減があるものとする。

② 病院運営の多様化により、賃貸借する品目及び数量を変更することがあるが、柔軟に対応すること。

③ 規定のサイズ以外のものについても、委託者が必要とする場合は、契約単価にて供給を行うものとする。

賃貸借物品の種類	褥瘡対策用体圧分散マットレス
賃貸借物品の規格	製造販売元：株式会社モルテン ・テルサ（MTLS1283） ・テルサコール（MTLSCA1283SP）
賃貸借枚数	・テルサ　407 枚 ・テルサコール　10 枚

5．賃借物品の取り扱い上の責任等について

(ア)使用中の保管の責任は委託者にあることとする。補修、修理のため預かり代替え品については受託者に管理、保管の責任があることとする。

(イ)通常使用によりマットレスに反発不良が発生した場合は、受託者の負担で交換すること。

(ウ)通常使用によりマットレスカバーが破損した場合は、受託者の負担で交換するこ

と。

(エ)特殊ベッド等規格外において使用する場合は、委託者の指示によるサイズ変更・加工に応じること。

６．再委託の禁止

業務等の全部を一括して、又はリース及び維持管理業務の再委託を認めない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

７．請求に関して

(ア)請求は毎月請求日の貸与数にて計算する。

(イ)受託者は委託者の支払い業務を確実なものとする為、毎月請求時にリース物品に関わる各請求明細の資料を請求書に同封するものとする。

８．　その他

(ア) 体圧分散マットレス等の管理方法と運用について、上記以外の問題で疑義が生じた場合は、ただちに協議し、解決すること。

(イ) 受託者は契約締結後、速やかに委託者における担当者と納品方法等の詳細について十分に打合せを行い、円滑に本業務を履行すること。

(ウ) 本仕様書に記載されていない項目については、相互に協議の上決定するものとする。